

群労発基0510第1号  
令和6年5月10日

一般社団法人 群馬県トラック協会長 殿

群馬労働局長

自動車運転者の交通事故の防止について（要請）

日頃から、労働行政の推進に格段の御支援と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年5月6日、群馬県内の国道で、トラックが中央分離帯を越えて反対車線に入り、乗用車と衝突し、乗用車に乗車していた3名の方が亡くなり、当該トラックの運転者を含む2名が負傷したとの重大な交通事故が発生しました。

また、群馬県内では、令和5年に交通事故による労働災害が116件（うち死亡3名）発生しており、令和6年に入りましても4月末現在で20件（うち死亡1名）発生しています。

この事故を始めとする交通事故の重大性を考えますと、同種の交通事故の発生を防止するためには、労働基準法、労働安全衛生法等の労働基準関係法令や自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（以下「改善基準告示」といいます。）の遵守に加え、「交通労働災害防止のためのガイドライン」を遵守していただくことが重要です。

つきましては、貴職におかれましては、労働基準関係法令や改善基準告示の遵守に加え、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の遵守徹底について、改めて、傘下の企業に御指導いただきますよう、お願いします。

1 交通労働災害防止のためのガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/130912-01-all.pdf>



2 時間外労働の上限規制特設サイト「はたらきかたススめ」

<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>



3 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki.jun/gyosyu/roudoujouken05/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki.jun/gyosyu/roudoujouken05/index.html)

